

三嶋内科通所リハビリセンターの指定通所リハビリテーション業務及び指定介護予防通所リハビリテーション業務の運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人十全会が開設する三嶋内科通所リハビリセンター（以下「事業所」という）が行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあたっては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 1 指定通所リハビリテーションの提供にあたっては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえてその有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図る。
2 指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあたっては、事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
3 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括センター、居宅介護支援事業者、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- ① 名称 三嶋内科通所リハビリセンター ② 所在地 岡崎市六供町字三丁目 47 番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

- ①管理者 1名（常勤兼務、医師と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
②従業者
医師 1名（常勤兼務、管理者と兼務）
理学療法士 2名以上（常勤専従2名以上）
介護職員 2名以上（常勤兼務2名以上）
従業者は、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- ①営業日
(1単位目・2単位目) 月曜日～金曜日
ただし、ゴールデンウィーク、8月15日及び12月31～1月3日までを除く。
②営業時間
(1単位目・2単位目) 8時00分～17時30分までとする。
③サービス提供時間
(1単位目) 8時55分～12時05分までとする。
(2単位目) 13時25分～16時35分とする。

(通所リハビリテーションの利用定員)

第6条 指定通所リハビリテーションの利用定員は、次の通りとする。

- ①1単位目（午前）36名 ②2単位目（午後）36名

(通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料等)

第7条 1 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの内容は次の通りとし、事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告知上の額とし、当該通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスである時は、その1割の額とする。

①機能訓練 ②健康チェック ③送迎 ④リハビリマネジメント(介護給付) ⑤運動器機能向上(介護予防)

2 第8条の通常の事業の実施地域を超えて行う通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションに要した送迎の費用は、実施地域を超えた時点から自宅まで次の額を徴収する。

①実施地域を超えた時点から、1キロメートル当たり 50 円

3 オムツ代・リハビリパンツ代は1枚 270 円を徴収する。

4 サービス代は、1日 100 円を徴収する。

5 利用者の都合により予定していたサービスを当日キャンセルする場合は 500 円を徴収する。

6 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

7 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明した上で、支払いに同意する旨の文章に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、岡崎市の区域とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第9条 1 従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうように指示を行う。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するように指示を行う。

①気分が悪くなったときは、すみやかに申し出る。

②共有の施設・設備は他の迷惑にならないように利用する。

③時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(高齢者虐待の防止)

第10条 高齢者虐待防止法に基づき、虐待の防止と発見に努めるとともに、発見した場合は速やかに関係機関に通報する。

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

一 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

三 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年1回以上)実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと

(身体拘束の禁止)

第11条 身体拘束は行わない。但し、やむを得ず行う場合が生じた時には家族等の同意の上、実施することとする。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出訓練を行う。

(その他、運営についての留意事項)

第13条 1 事業所は、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また業務体制を整備する。

①採用時研修 採用後1か月以内 ②継続研修 年1回

2 従業者は業務上で知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は令和 5 年 4 月 2 日から施行する。